

# 全国厚生労働関係部局長会議(労働分科会)資料

平成28年1月19日(火)

社会・援護局

# 生活困窮者自立支援制度について

# 平成28年度に向けた取組のポイント等について

## 1. 生活困窮者自立支援法の目指す目標等の再確認

- 生活困窮者自立支援制度が「新たな縦割り制度の一つ」にならないよう、包括的な支援を実現していくことが肝要。
- ブロック会議、全国担当者会議、ニュースレター等を通じて示してきた支援の入口から出口までのポイントを参考に次年度においても取組を着実に進めることが重要。
  - 支援の入口: 自らSOSを発することが難しい生活困窮者に対して、より広く支援を届ける工夫をすること
  - 支援の出口: 任意事業の実施、他制度との連携、地域における就労の場の確保等、地域資源の開発も含めた支援メニューの充実

## 2. 支援の提供体制の見直し・検討

- 本年度、様々な機会を捉えて情報提供してきた事業実施のポイントや取組事例等を踏まえ、各自治体においては、人員体制、事業構成等について今年度のものを所与とせず、次年度に向けて効果的・効率的な実施方法(人員配置、事業内外の役割分担等)を積極的にご検討されたい。

## 3. 都道府県の役割

- 都道府県においては広域自治体の役割として、特に以下3点について、積極的な取組をお願いしたい。
  - ① 産業雇用部門のノウハウを生かし、基礎自治体の就労支援をバックアップする
  - ② 支援に携わる人材の養成に関して、国研修の伝達等を通じ、特に基礎自治体の支援技術の向上を図る
  - ③ 都道府県が実施主体となる圏域について、支援を必要な方々に対して、効果的・効率的に支援を提供する

## 4. 事業評価指標の見直し

- 初年度の目安値として4項目を挙げているが、支援対象者の経済的变化だけでなく、意欲の向上や社会参加の増加など自立段階のステップアップも把握し、生活困窮者自立支援法の効果を全体としてしっかり評価できるものとする必要がある。
- 現在、様々な取組の成果をよりの確な形で「見える化」できる指標のあり方について、年度内をめぐりに通知を発出し、来年度からこの指標を活用できるようにしていきたいと考えているところ、引き続き情報発信にご留意いただきたい。

# 生活困窮者自立支援制度における他制度との連携について

- 生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を中核に、任意事業の活用や他制度との連携により、本人の状態像に応じたきめ細かい支援を実施することが重要。
- また、地域資源の開発に当たっても、他制度のネットワークや他機関と連携することが重要。

## 連携通知<sup>(注)</sup>で示した連携の例

(注)「生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について」  
(平成27年3月27日付け事務連絡) 等

- ・ハローワークとのチーム支援やハローワークのノウハウの活用
- ・求職者支援制度の活用
- ・就労訓練事業における適切な労働条件の確保

- ・地域住民相互の支え合い等のインフォーマルな支援の創出
- ・地域のネットワーク強化 等

- ・住居に関する課題への連携した対応

- ・支援調整会議と子ども・若者支援地域協議会の連携(共同開催等)
- ・子ども・若者総合相談センターとの連携

- ・多重債務者に対する専門的な支援との連携

- ・必要に応じ、生活保護へのつなぎ、生活保護脱却後の困窮者制度の利用(連続的な支援)

- ・ひとり親家庭特有の課題や、複合的な課題への連携した対応
- ・児童養護施設退所後の子どもの支援 等

- ・本人の意向を踏まえつつ、障害の可能性や世帯の生活課題への連携した対応
- ・障害者支援に係る専門性の生活困窮者支援への活用
- ・認定就労訓練事業の担い手確保 等

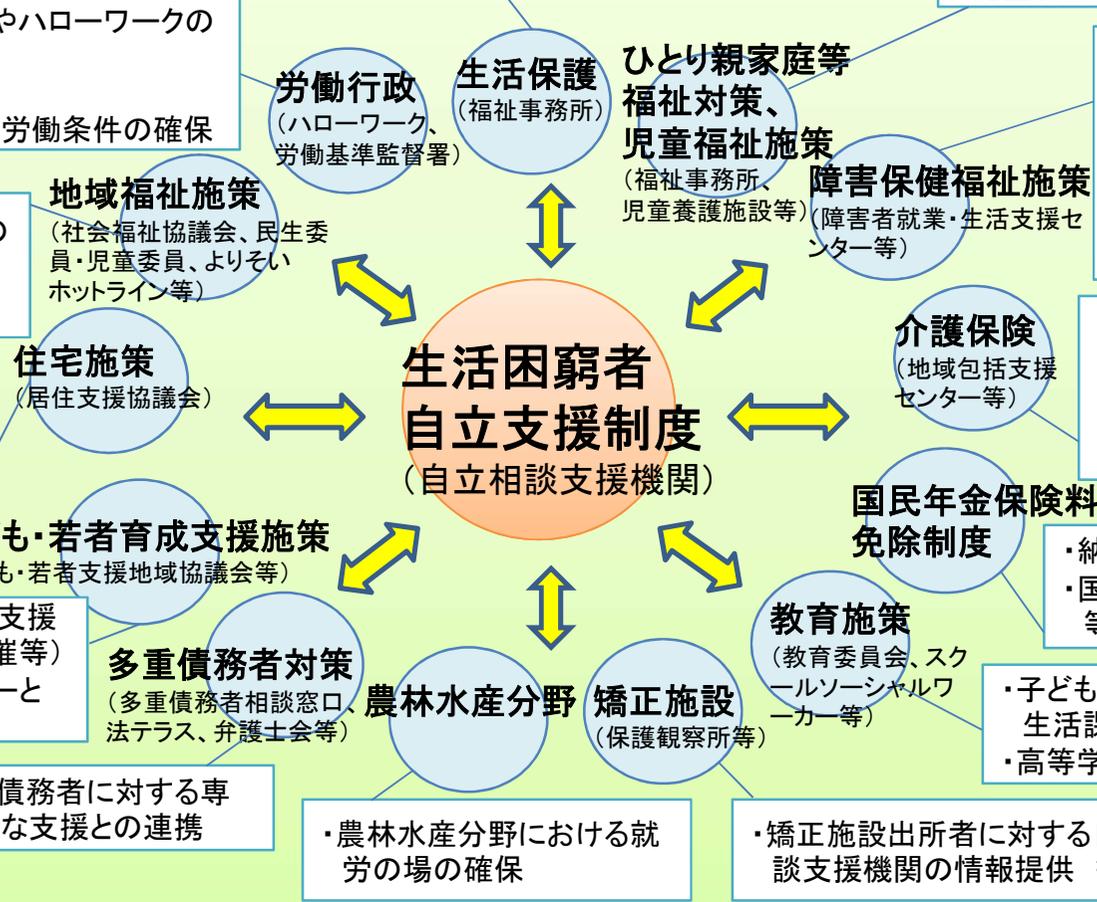
- ・介護保険制度の要介護、要支援にとどまらない、世帯の生活課題への連携した対応
- ・地域ネットワークの整備等に係る連携 等

- ・納付相談に訪れる者のつなぎ
- ・国民年金保険料免除制度の周知 等

- ・子どもの状況の背景にある世帯の生活課題への対応
- ・高等学校等の修学支援 等

- ・農林水産分野における就労の場の確保

- ・矯正施設出所者に対する自立相談支援機関の情報提供 等



※上記の例にとどまらず、本人の自立支援に資する他制度と連携した支援のあり方については自治体においても引き続きご検討いただきたい。

## 生活困窮者自立支援制度における支援状況調査 集計結果（平成27年4月～10月分）

- 新規相談受付状況は、国の目安値に対して約8割の水準となっている。
- 就労・増収者数は、支援が進んでいくにしたがって、概ね着実に増加している。
- プランの作成割合は、依然として低い水準であり、支援を提供するための速やかなプラン作成の促進が必要。

【参考】今年度における国の目安値

- ①新規相談受付件数：人口10万人あたり20件／月
- ②プラン作成件数：人口10万人あたり10件／月
- ③就労支援対象者数：人口10万人あたり6件／月
- ④就労・増収率(就労・増収者／就労支援対象者)：40%

(件数、人)

平成27年4月～10月	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数	増収者数
		人口10万人あたり		人口10万人あたり		人口10万人あたり		
都道府県 (管内市区町村含む)	89,657	15.4	15,235	2.6	10,039	1.7	7,367	2,974
指定都市	32,776	17.2	11,366	6.0	3,948	2.1	2,653	486
中核市	17,360	13.5	3,636	2.8	2,206	1.7	1,429	494
合計	139,793	15.5	30,237	3.4	16,193	1.8	11,449	3,954

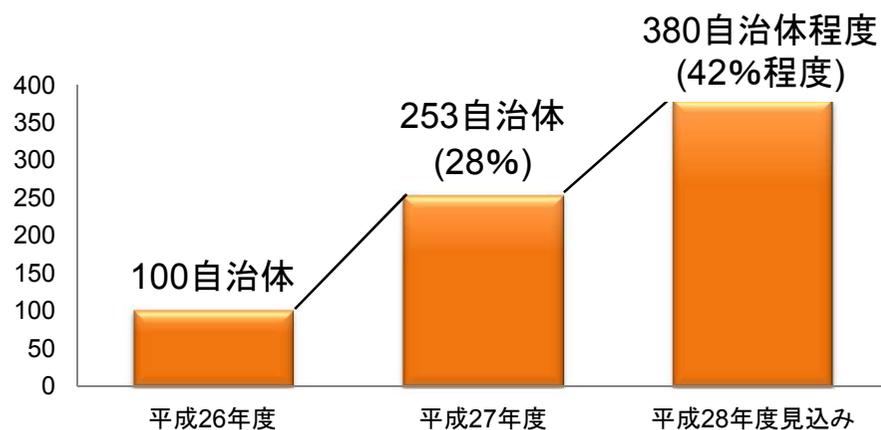
月別	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数	増収者数
		人口10万人あたり		人口10万人あたり		人口10万人あたり		
4月分	23,938	18.6	2,911	2.3	1,858	1.4	1,020	320
5月分	19,737	15.4	3,103	2.4	2,047	1.6	1,336	412
6月分	21,039	16.4	3,911	3.0	2,635	2.1	1,768	585
7月分	20,636	16.1	6,250	4.9	2,480	1.9	1,888	663
8月分	17,997	14.0	4,700	3.7	2,369	1.8	1,701	648
9月分	18,308	14.3	4,493	3.5	2,258	1.8	1,798	634
10月分	18,138	14.1	4,869	3.8	2,546	2.0	1,938	692
合計	139,793	15.5	30,237	3.4	16,193	1.8	11,449	3,954

※ 各項目の数値は概数であり、今後の整理の結果、異動を生ずることがある。

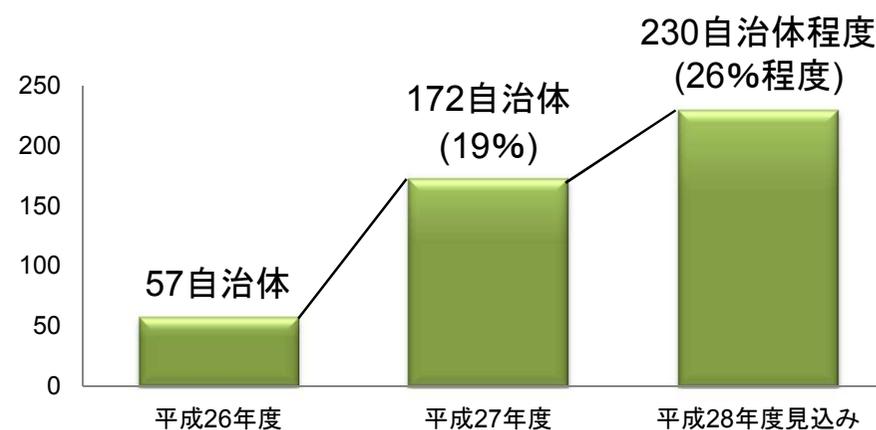
## 任意事業の実施状況について

○ 平成28年度の任意事業の実施予定自治体数は、平成27年度の実施自治体数と比較して、それぞれ大幅に増加する見込みとなっている。

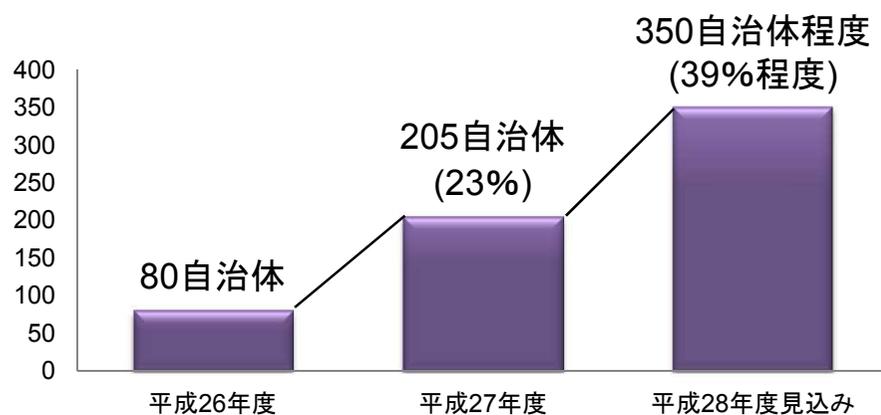
### 就労準備支援事業



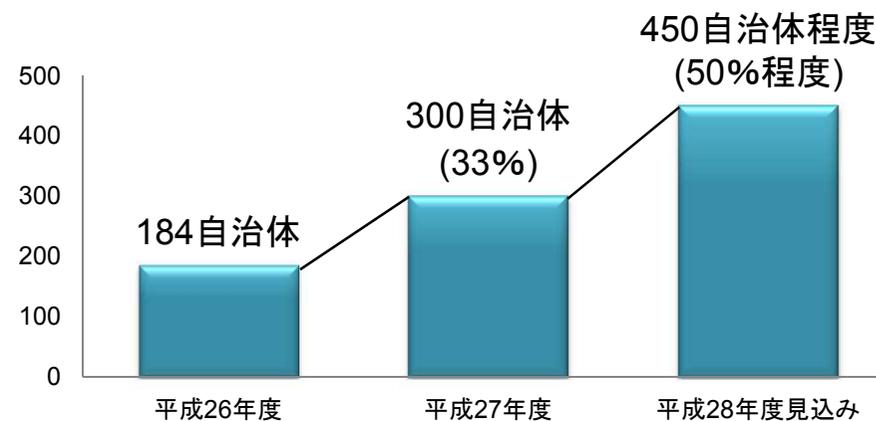
### 一時生活支援事業



### 家計相談支援事業



### 子どもの学習支援事業



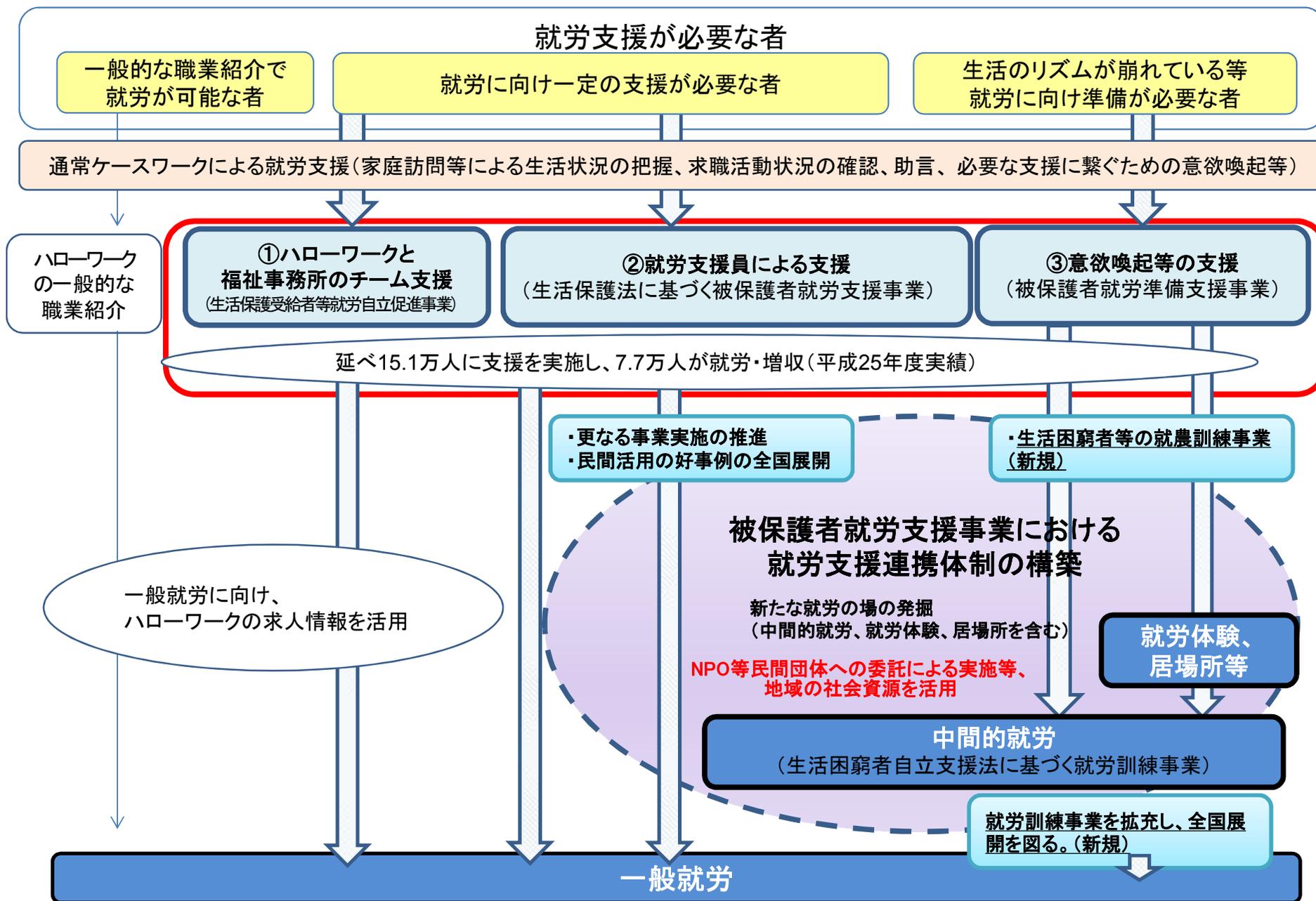
## 平成28年度 生活困窮者自立支援法等関係予算(案)

- 自立相談支援事業をはじめとする各種事業を実施するために、平成27年度と同額の400億円を計上した。
- 生活困窮者の自立をより一層促進するために、①子どもの学習支援事業における高校中退防止、家庭訪問の取組強化、②多様な就労支援のための就農訓練事業や中間的就労の推進、といった新たな事業を実施する。

	事業名 (補助率)	平成27年度 予算額	平成28年度 予算額(案)	増▲減額	備考
必須事業 (負担金)	自立相談支援事業(3/4)	136 (182)	136 (182)	0 (0)	
	住居確保給付金(3/4)	17 (23)	17 (23)	0 (0)	
	被保護者就労支援事業(3/4)	64 (86)	64 (86)	0 (0)	
	小計	218 (290)	218 (290)	0 (0)	
任意事業 (補助金)	就労準備支援事業(2/3)	35 (53)	35 (53)	0 (0)	H28は就農訓練事業(生活困窮者分)2.1億円含む
	被保護者就労準備支援事業(2/3)	29 (43)	29 (43)	0 (0)	H28は就農訓練事業(被保護者分)2.1億円含む
	一時生活支援事業(2/3)	23 (34)	23 (34)	0 (0)	
	家計相談支援事業(1/2)	19 (39)	19 (39)	0 (0)	
	子どもの学習支援事業(1/2)	19 (38)	33 (66)	14 (28)	H28は高校中退防止・家庭訪問を強化
	その他の生活困窮者の自立促進事業(1/2)	58 (115)	44 (87)	▲14 (▲28)	H28は就労訓練事業の推進1.4億円を含む
	小計	183 (322)	183 (322)	0 (0)	
<b>合計</b>		400 (612)	400 (612)	0 (0)	

※ 計数は四捨五入による。( )書は総事業費。

# 就労支援の流れ（イメージ）



# 新 生活困窮者等の就農訓練事業

平成28年度予算案：4.2億円

## 趣旨

- 生活困窮世帯等の中には、中途退学者や引きこもり等の若年者、中高年で未就労や社会参加の機会を得られない者が高齢化し、受給期間が長期化する傾向にある。このため、これらの者を対象として、就労準備支援事業として農業体験・研修を実施し、就農・社会参加促進を支援するとともに、訓練終了後は、本人の適性や希望などを踏まえて、就農を含めて就労を支援する。

## 背景

### 【農業】

- 人口の減少、高齢化、集落機能の低下により農業の保全、継承が困難
- 農業の担い手の育成・確保が重要
- 6次産業化の推進



### 【生活困窮者等】

- 長期間労働市場から離れているため、就業体験などの段階的な支援が必要。
- 農業活動による心身のリハビリ効果による就労意欲喚起、生活のリズムの回復する効果等



生活困窮者等への就農（農業法人への就職や農産物の販売等を含む）を含めた就労支援

## 事業概要

福祉事務所が就農訓練などを実施するNPO法人、農業法人等民間団体のノウハウを活用し、生活困窮者等の就農を含めた就労を支援する。

1 実施主体：都道府県、市、福祉事務所設置町村（社会福祉法人、NPO法人等に委託可）※都道府県については、郡部福祉事務所のみならず、管内の市部福祉事務所も含めて広域的实施も可能。

### 2 事業内容

（事前調整）※必要に応じて都道府県が自治体間調整

- ・福祉事務所と連携して支援対象者の選定・説明会の開催
- ・自治体や農業法人、森林組合等の受け入れ態勢の調整
- ・住民への理解促進 等

（基礎的研修（例：短期訓練、体験ツアー等：数日～1週間））

- ・農業基礎研修（作物の知識、農業機械の操作等）
- ・研修参加者に対する生活相談・個別相談 等

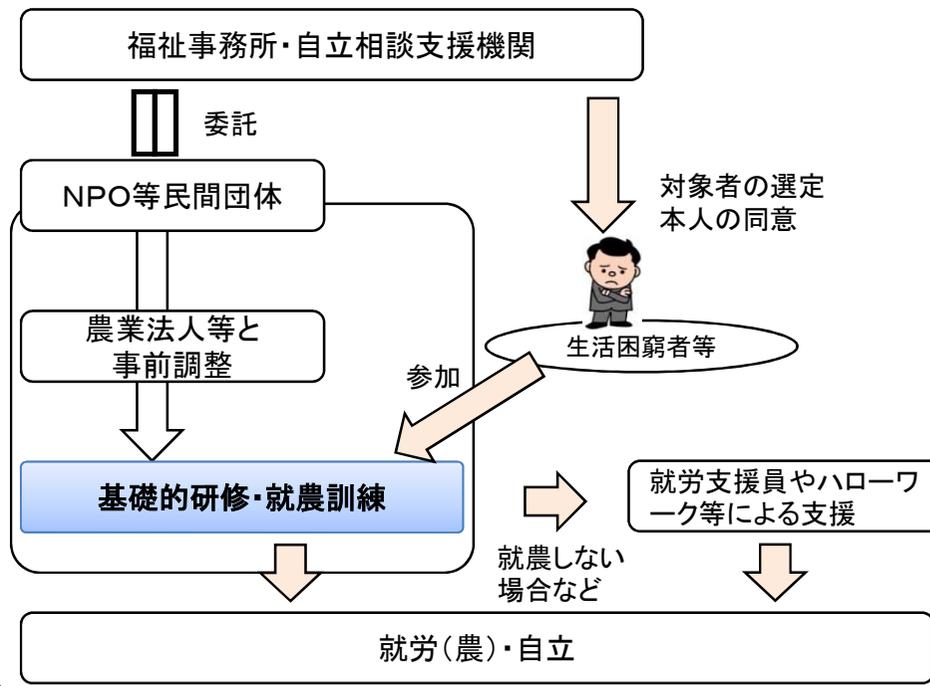
（就農訓練（例：長期訓練、就農支援））

- ・農業実践研修
- ・仲間づくりや地元住民との交流会の開催
- ・研修参加者に対する生活相談・個別相談 等



3 補助率 2/3

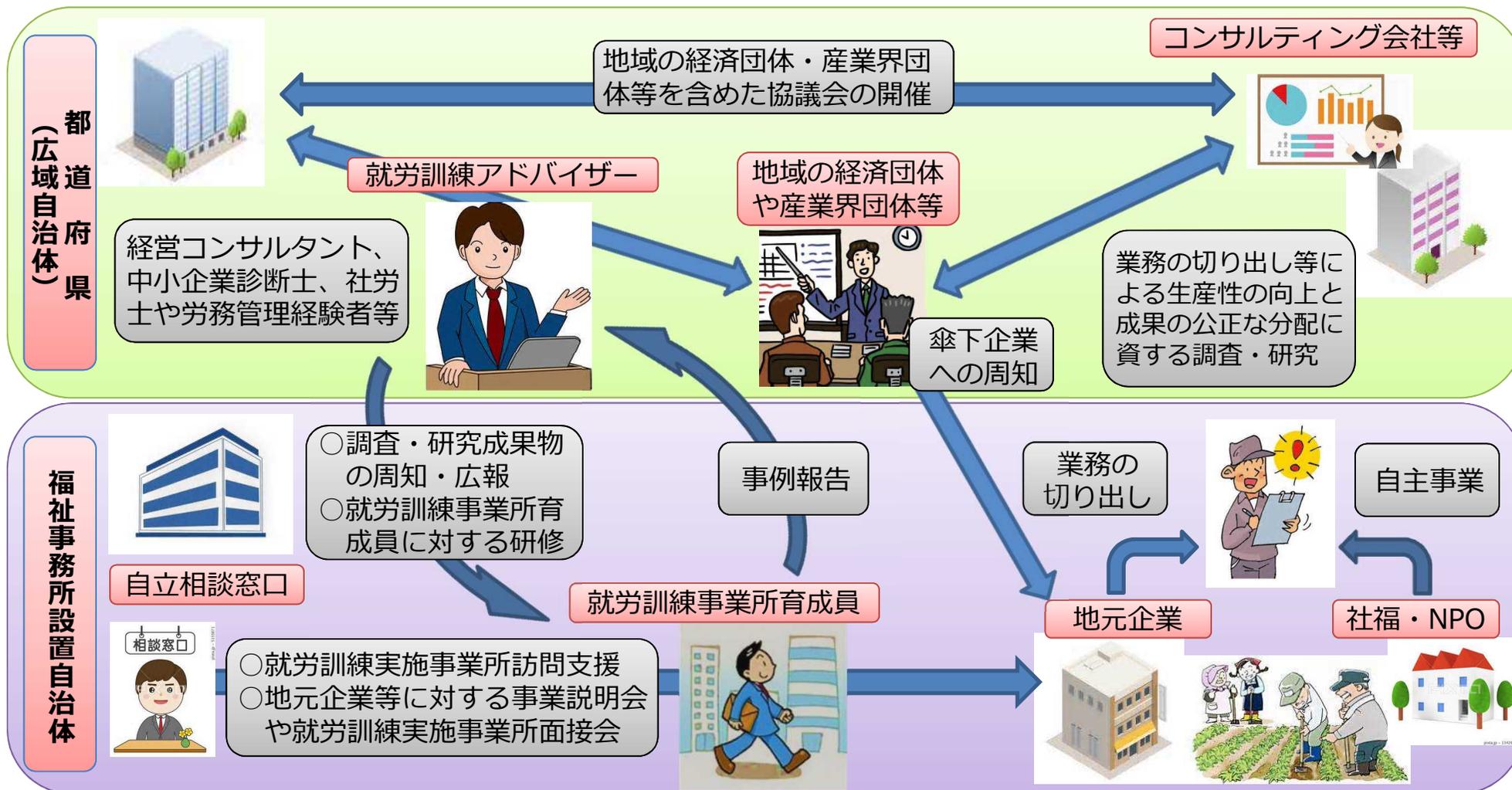
## 事業のイメージ



# 新 就労訓練事業(中間的就労)の推進

平成28年度予算案 1.4億円

- 都道府県に就労訓練アドバイザー(経営コンサルタントや社会保険労務士等の有資格者)を、福祉事務所設置自治体に就労訓練事業所育成員を配置し、就労訓練実施事業所の開拓・育成を強力に促進する。
- 地域性に応じた、幅広い職種・業務での就労訓練事業所を獲得するため、業務の切り出し等による生産性の向上と成果の公正な分配に資する調査・研究を各都道府県において委託事業により実施する。



社会・援護局 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
生活困窮者自立支援制度について	地域福祉課	総務係	北尾暢秀	2853